

2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な 地方行政体制のあり方等に関する答申(案)に対する意見

令和2年6月17日(水)
全国都道府県議会議長会
会長 田中英夫

小委員会委員の皆様には、精力的なご審議の上、私の意見等もお聴き取りいただき、本答申をまとめていただいたことに感謝申し上げます。しかし、残された課題も多くあると考えており、特に以下の2点について意見を提出する。

1 都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応について

今回の新型コロナウイルス感染症への対応において、国との連携や都道府県間の協力の必要性、重要性が改めて明らかになったと考えている。

特に、医療提供体制や検査体制の確保には、医療物資の提供、都道府県域を越えた広域搬送、検査機関の連携等が必要と考える。

関西広域連合では、広域的な医療連携に関する申し合わせを行っており、今回、府県を越えた検体検査の受け入れや医療資材の支援を行い、一定の効果がでてきている。

しかしながら、今回の新型コロナウイルス感染症への対応において、都道府県間の往来や営業休止等に関しては、主な対応が住民や事業者の方々に自粛を求めるという国と地方からのお願いであった。また、事業者への補償金等も巨額の経費が必要であり、国の財政支援なしには、簡単には対応できない状況であった。今回は、住民や事業者の方々にご理解いただけたので、感染拡大を阻止できたものとするが、強制力がない移動抑制、営業自粛には限界があり、必ずしも全てが完全な効果を発揮したものではないとも思われる。このため、より有効な手法がないだろうかと考えているところである。

答申(案)では、課題解決のため、都道府県間の連携や国との協働、また、民間団体との連携等の推進が指摘されているが、今回はその具体的な手法や対応策が示されていない。

今後とも、我々も自主的な取組みを進めていく所存であるが、これまでにない課題であり、その解決には、国との連携・協働手法等も重要であることから、制度面を含めた検討を是非お願いしたい。

2 地方議会について

答申(案)では、議員のなり手不足に対する当面の対応として4点が挙げられたが、「議員の位置付け」等が今後の検討とされたことは、残念である。

先の第37回専門小委員会のヒアリングでも申し上げたが、本会では、地方議会が直面する喫緊の課題について検討するため、昨年5月、「都道府県議会制度研究会」

(以下「研究会」という。)を設置し、本年3月、23の提言事項からなる報告書(以下「報告書」という。)を取りまとめた。本会は、報告書等を踏まえ、地方議会を巡る課題への対応として、本年5月、「今後の地方議会・議員のあり方に関する決議」(以下「決議」という。)を決定した。以下は、決議を踏まえた意見である。

(1) 議員の位置付け等について

議員の位置付けについては、本会では平成17年5月以来要請を重ねており、今回は条文案を示し、法制化を提言したが、第28次の答申(平成17年12月9日)以来変わらず、引き続き検討とされている。

本会が要請している趣旨は、議会は会期中のみ存在する機関と住民からみなされることが多く、そのことが議員が、非常勤と誤解される要因となっているが、議員は、議会閉会中も住民からの要望聴取等、年間を通じ活動をしており、こうした議員活動の実態を、地方自治法に規定すべきというものであり、条文案も示させていただいた。

もちろん、議員の位置付けを規定しただけで、議員活動の実態が住民に正確に理解してもらえとは考えておらず、また、様々な住民に議会への参画を促す効果は限定的等の指摘があることも承知している。

しかしながら、議員の位置付けを規定した上で、地方議会関係者が、住民の意見の代弁者としての議員の役割や活動を、実際の行動を通し、また、分かりやすく説明していくことで、住民と議員が共通の認識を得られるものとなり、意識の乖離が生じている状況の改善に大きな効果をもたらすものと考えている。議員のなり手不足が深刻化している遠因には、こうした基本的な点についてあまり議論、検討せず、先送りを繰り返してきたということもあるのではないかと思う次第である。

また、議員の位置付けは、議員を職業として位置付けるとともに、職務に応じた処遇とすることで、女性や若者が議員に立候補することにつながり、議員のなり手不足解消への効果は大きいと考えている。なお、本会が要請している厚生年金への加入についても、このような観点から、地方制度調査会において議論を進めていただきたい。

加えて、議員の位置付けと密接不可分である議会の位置付け、役割については、議会としても様々な機会を捉え、住民に理解を求めているが、日本国憲法の「議事機関」以上の法的規定はなく、こうした点が住民から「議会が見えにくい」と言われる要因の一つとなっている。このため、本会が条文案を示したように、議会機能を明確化するため、議会を団体意思決定機関として位置付けるとともに、議会の権限について法制化する必要がある。

(2) 議会のデジタル化について

新型コロナウイルス感染症や近年全国各地で頻発する大規模災害(地震、豪雨等)を巡る情勢、女性議員の出産・育児と議会活動の両立が求められている状況に鑑み、迅速かつ柔軟な本会議及び委員会のあり方が求められている。

こうした中、総務省は、新型コロナウイルス感染症対策のため、委員会をいわゆるオンライン会議により開催することは差し支えないとする通知を発出した。しかし、

議会がその役割を十分に果たすために、委員会のオンライン会議を認めるならば、本会議のオンライン会議を開催できないとする制度についても見直す必要があるのではないかと考える。このため、地方自治法の定足数の規定や、表決のあり方を含めた運営方法等について早急に検討の上、所要の制度改正を行うべきである。

また、国においては、地方議会が共通して活用可能なツールとして、上記開催を実現する会議システムや議会と住民との双方向でやりとりができるオンライン会議システムの提供等、議会のICT化への取組について技術的・財政的に支援を行う必要がある。

(3) 第33次地方制度調査会に向けて

答申(案)では、地方議会が取り上げられているものの、議員のなり手不足に関する観点を中心に検討され、真正面からの検討が行われたとは言い難い。

昨年1月、総務省から三議長会に対し、それぞれの議会が抱えている課題について、各レベルの議会で検討いただきたいと要請があり、本会は1年かけて研究し、その成果を踏まえ、先月、決議を決定した。

決議では、地方議会が直面する喫緊の課題へ積極的に対応するための方策について、幅広く提言している。その中でも特に、先ほど申し上げた議員の位置付けや、厚生年金への加入、議会の位置付け等は、国において対応すべき喫緊の課題である。答申(案)でも、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割等については、幅広く検討を進めていく必要があるとしており、次期第33次地方制度調査会においては、本会の決議事項を審議対象とし、早急に一定の結論を出していただくことを強く望む。